

書評

國分功一郎著

『暇と退屈の倫理学』

(朝日出版社、2011年)

佐藤 岳 詩

本書は様々な思想家の「退屈」論に独自の分析を加え、最終的に一つの「生き方」を提示する倫理学的書である。筆者曰く、「こうして、暇のなかでいかに生きるべきか、退屈とどう向き合うべきか」という問いがあらわれる。(暇と退屈の倫理学)が問いたいのはこの問いである」(p. 24)。

本書の構成は以下である。第一章「暇と退屈の原理論」では、パスカルらの議論をもとに、人間が退屈に耐えられず気晴らしを求めだす様が描かれる。第二章「暇と退屈の系譜学」では、退屈の起源が論じられ、人類が遊動生活を止めた定住革命によって、それまで探索に使われていた能力が持て余され、退屈が生じたという仮説が提示される。第三章と第四章では、「暇」の分析、「消費」と「浪費」の区別などをもとに、主に経済史的観点から現代の消費文明に批判的な考察が加えられる。第五章から第七章は主に退屈の哲学的考察の章である。そこではハイデッガーの退屈の三形式を退屈の分析として妥当とした上で、ユクスケルユクスケルの環世界論を巡ってのハイデッガー批判、自由と決断を巡ってのハイデッガー批判によって、彼の立場を乗り越えることが目指される。ハイデッガーがあくまで退屈と対決する姿勢をとり続けるのに対し、筆者は退屈と気晴らしが絡み合った生を生きるものこそが人間であると考え、そのために最後に掲げられる、冒頭の問いに対する答えは、退屈と気晴らしの中を生きながらも「人間であることを楽しみ、動物になることを待ち構える」ことである。

本書の特徴は何をおいても、ハイデッガーの『形而上学の根本諸概念』を中心とした退屈論というユニークなテーマ設定、そして哲学的にハードな議論を中心におきながらも、全体を通して極めて平易な文体で、しかも力強く魅力的な表現を貫徹した点があげられるだろう。また「退屈」という一つのテーマによって、哲学はおろか経済史、文

明論にも言及し、数万年前の遊動時代から現代消費社会に至る人類史をダイナミックに捉え直す大胆な筆致は、単なる説得力の有無を超えてドラマチックな迫力をもったものとなっている。結論部で示される一つの生き方は、現代に生きる多くの読者にとっての指針となりうるものだろう。アカデミックな観点からも、ハイデッガー論として、近代理性主義批判として、あるいは近年、心理学の分野において論じられているフロー論などを思い起こさせるものとして、非常に興味深い論点をいくつも含んでいる。

もちろん難点もある。たとえば本書では価値論や幸福論が扱われないため、善悪などの価値や幸福の在り方についてやや乱暴な記述が見られる。たとえば、第一章で、ラッセルやスヴェンセンを批判する際に、筆者は「不幸への憧れを抱いてはならない」、「高望みをやめて諦めるという主張は受け容れられない」と主張する。しかしながら、なぜ不幸に憧れてはならないのかは明確ではなく、また「諦観」という古代から人類が真剣に検討してきた態度を「お前はいま自分のいる場所で満足しろ」という主張にやすやすと読み替えてしまうことには問題があるだろう。ハイデッガー批判についても、決断を行った後の人間のことをハイデッガーは忘れているという筆者の分析は極めて鋭いものであるが、そこからの、決断を行った人間があたかも常に決断の奴隷となるかのような記述には違和感がある。決断は一度きりのものとは限らず、過去の決断を反省する能力もまた我々にはあるはずであろう。

その他にも定住革命による能力の余剰と環世界間移動能力とのつながりなど、疑問点は尽きない。しかしながら、こうした点は本書に相対した読者がまさに「楽しみ」ながら自らの生活に照らして考えていけば良い点である。そうして筆者の力強い文章に心を動かされ、「とりさらわれる」中で、己の退屈と向き合ってみることもまた時に必要なことであるのではないだろうか。

田中朋弘著

『文脈としての規範倫理学』

(ナカニシヤ出版、2012年)

安彦一恵

最初にこの本を手を取ったとき、タイトルの「文脈としての」というところがまず目に留った。近年、特に若手・中堅の研究者間で競争も激しく、かつてに比べて博士論文などがすぐ著書として出版される傾向に在る。したがって、多くの倫理学研究書が世に出廻っているのだが、そうしたなかで差別化を図って考えて付けられたのだなと思った。同じ出版社から『倫理学の地図』というタイトルの書も刊行されているが、そういえば最近このようにタイトルに凝るものが目立つとも思った。

しかし本書を紐解いてすぐ、「文脈」というのは著者にとって（単なるレトリカルな表現ではなく）基軸となる概念であることが分かった。本書は内容的に見れば「(規範)倫理学史」の概説書である。ひところは、こうした「倫理学史」本は何人が個別思想家の専門研究者が集まって共著として出版されるのが大体であった。著者はこれをお一人でやられている。しかし、単独で「学説史」を書くとなるとどうまとめるか結構悩むところである。そう推測されるが、著者は、これを「文脈」設定としてクリアされているのである。

本論では、主要な「規範倫理学説」が思想家別に紹介されている。著者は、これにご自身で整理枠組みを設定し、そのもとで多くの学説を紹介している。(内容紹介として列挙しておくが、目次からはサルトル、カント、ロス、ロールズ、ベンサム、スマート、ハロッド、プラント、ヘア、アンスコム、アリストテレス、フット、マッキンタイア、メイヤロフ、コールバーグ、ギリガン、ノディングズの名が拾える。)「文脈」とは、この「整理枠組み」によって設定されてくる「緩やかなストーリー」(i) のことである。

「序論」では、この「枠組み」自身がまず論じられている。これが本書の「売り」となっているところであるとも思える。それは、義務論対目的論・帰結主義といった「既存」のものを踏まえながらも、それに「適用の観点」「認識の観点」と

いう分類枠組み、および、「行為や規範などの正しさや善さに関わる理論」「生き方の理想に関わる理論」という「道徳性の対象という観点を踏まえた」分類枠組み(等)を追加設定したものである。

最後に、評者の“ノルマ”として批判的コメントを一つだけ述べる。「枠組み」が精緻化されているのだが、それに従って、先の各思想家の学説はそれぞれその精緻化された枠組みの代表者として記述されている。しかしそれは、各学説を切り詰めることになっていないであろうか(著者自身「若干の無理」とも言われている(xv))。思想家自身はいわば全体者であって、決して特定の「枠組み」の代表者といったものとして自己規定しているわけではないと考えられるからである。そうであるなら、これは個別学説研究者からは認められないことであろう。ここはむしろ、各思想家の学説をそれぞれにまとめて提示するということ—この部分は、特に初学者にとって有用なもののだが—をむしろ断念して、つまり「学説史」的アプローチ(の部分)を放棄して、“売り”の部分を生かしていれば「倫理学原論」といったスタイルを採るべきだったのではなからうか。或る箇所では「[普通の]倫理的判断は、時に対立したり、矛盾したりすることがある」として、そこに「倫理学」の必要性が出てくるとも語られている(iiiif)。たとえばこの認識に定位して、「倫理学史」ならぬまさに「倫理学」として、「枠組み」を一諸学説の関連づけ(「ストーリー」)のための方法的装置としてではなく—そのものとして(たとえば、「義務論」「帰結主義」という対比がなぜなされたのか、それは有効なものか、「正・善」と「生き方の理想」という定位点の差異は「倫理」にとってどういう意味をもつのか、というかたちで)論ずるといふ途も在ったのではなからうか。

比屋根均著

『技術の営みの教養基礎 技術の知と倫理』

(理工図書、2012年)

谷口照三

1999年は、「技術者倫理」と「大学教育」の結びつきにとって、エポック・メイキングな年であった。なぜならば、日本技術者教育認定機構が設立され、そこで構築された教育プログラムに技術者倫理が組み込まれたからである。それを契機に、この分野に関する多くの研究書やテキストが出版された。多くの類書があるなかで、『技術の営みの教養基礎 技術の知と倫理』は、つい手取りたくなる、魅力的な書名である。

本書の特徴は、むしろ「書名」のみではない。まず指摘しなければならない点は、著者その人であり、彼の立ち位置である。著者は、ほぼ20年間大手の企業に勤めた技術士であり、また、技術者教育、技術論研究を使命とした個人事務所を立ち上げた人でもある。そして、彼は、本著出版の6、7年前から、日本技術士会中部支部の「技術者倫理研究会」の創設メンバーの一人として、また幾つかの大学の「技術者倫理」担当の非常勤講師として研究、教育にも重要な役割を担ってきた。さらに、本書執筆時、大学院の後期博士課程に在学し、哲学および技術論の研究に従事していた。本書は、「このようなキャリアの持ち主は、なるほどこのような本を書くのか」、とつい納得してしまう「雰囲気」、否それのみでなく独特の「リズム」と「プロセス」をもったものとなっている。

かかる「プロセス」は、前半(1~8章)の「技術の知と営みに基礎づけられた技術者にとっての倫理的基盤」に関する問題領域から、後半(9章~15章)の「技術者が置かれている社会的文脈における倫理問題」領域への「発展的プロセス」であり、またそれらは重層化した構造となっている。前半の焦点の一つは、科学及び工学の知と技術の知を対比しながら、技術の営みの特徴を「知の統合」、「モノの実現」、「行動のマネージ」、「道具的価値を生み出す」の4点から説明することである。かかる営みには、現実の直視と論理的思考の間との上向きの循環過程における試行錯誤が内

包されている。このことも、重要な論点である。第二の焦点は、かかる営みに必然的に要請される「ミスによる被害の最小化」問題である。後半は、説明責任や義務論、功利主義などの倫理諸学説及び情報倫理、環境倫理、生命倫理に触れながら、専門職としての技術者の社会的役割とそれに関連する法や倫理問題が考察されている。

そして、本書の「リズム」を作り出しているのは、かかる「プロセス」に通底している「現実の問題や学問上の問題に立ち向かう思考トレーニング」を可能とする、記述方式である。本書には、事例50点に加え、41問の質問が用意されている。さらに、たとえば「他人の知恵や力を使えるのも能力のうち」や「“Bad News first!”」といったテーマの下にコラム風に「学習生活と社会人生活の違い」が17件語られている。それは、読者に、あるいは学生に臨場感を与えるに違いない。これらが魅力的なリズムを作り上げている。評者は、経営学を専攻しているが、本書に出会い、まず思い起こしたのは経営学教育の一つの方法である「ケース・メソッド(Case Method)」であった。それは、事例を使い、かかる事例における意思決定の責任者の立場で、問題を分析することにより、問いを見出し、それに応える形で意思決定案を創出し、かつ討論することを通じた教育である。「叡智は教えられないから」(Charles I. Gragg, 1954)、知識と活動を一体化することを目指した漸進的な参加型学習が必要となる。本書を利用すると、「ケース・メソッド」が可能となろう。

最後に、著者に要望がある。技術の立場は、一般的には、「最大多数の最大幸福」を目指す功利主義に親和的であるように思われる。他方、著者も主張するように、技術者倫理の基礎をなす「安全思想」は「被害の最小化」を目指す。かかる考え方は、功利主義的枠組みに収まるのか。それとも、別の視座を必要とするのか。かかる論点をより明示的に展開してほしい。それは、「科学や技術は何のためにあるのか」という哲学的理念を問うことになろう。かかる議論を経ることにより、技術者倫理に関して深みのある語りを拓くことになるのではなからうか。

中原聖乃著

『放射能難民から生活圏再生へーマーシャルからフクシマへの伝言』

(法律文化社、2012年)

寺本 剛

本書は、アメリカの核実験によって甚大な被害を受けたマーシャル諸島共和国のロンゲラップ共同体に関する民俗誌である。平和学と文化人類学にまたがる研究を行う筆者は、本書の叙述をとおして、アメリカの核による安全保障の暴力性・不平等性とそれに対抗する被ばく共同体の文化的な力とをともに浮かび上がらせようとしている。

まず筆者は、核実験によるロンゲラップ共同体の被害をつぶさに確認し、それをもたらしたアメリカの行為の本質を明るみに出すことから本論を始める(第一章)。アメリカが実行した67回の核実験は、人びとに急性および晩発性放射線障害、故郷の喪失といった身体的・精神的苦痛を与えた。このような行為が公的に容認されたのは、国際平和と地域の発展・平等を促進するために作られた国連の信託統治というシステムを利用して、アメリカがマーシャル諸島を軍事利用可能な「戦略地区」にしたからであった。アメリカは「国際平和のために核実験が必要」という論理によって、本来見守るべきマーシャル諸島を「合法的に」核実験場にしたのである。このように政治的弱者を「核実験の負担を受け入れる外部」として支配下に組み込むやり方を、筆者は「排除という形態での包摂」と呼び、そこにアメリカの核による安全保障の暴力性・不平等性を見て取る。

続いて筆者はこの「包摂的排除」をロンゲラップ共同体が打破していくプロセスを描き出していく。なかでも筆者が目注するのが、加害責任の追及や補償金の要求とは別の論理で生活圏の再生を図ろうとしている「ふつうの人びと」の動きである。国会議員をはじめとする都市部のエリート層は、放射能汚染から人びとを救い、加害責任の追及と補償金の要求を行うために、全島避難を主導するなどの行動をおこし(第三章から第四章)、それが高額な基金を伴う帰還プロジェクトへと結実する。しかし、筆者の調査によれば、放射能の

リスクや避難先であるメジャト島への愛着、部外者主導のプロジェクトに対する反発などの理由により、必ずしもすべての人が帰還に前向きなわけではない(第五章)。これでは人びとの居住地が拡散し、故郷への帰還は失敗に終わるように見えるが、実はそうではないと筆者は言う。環礁という資源の乏しい環境を生き抜くために、人びとは故郷を拠点に、居候や訪問、モノのやりとりを繰り返し、広域な関係性を構築してきた(第二章)。このような「行き来する(イトーイタック)」という習慣を持つ人びとからすれば、「故郷へ帰ること」は「特定の場所に皆が定住すること」ではなく、「故郷へのアクセス権を確保しながら広い範囲内での移住生活を可能にすること」なのだと言う。筆者は、この帰還の在り方が、個人の現実的・主体的な選択権を残しつつ、文化的に無理のないかたちで放射能のリスクを軽減させる「文化的リスク分散」という性格を持つとし、このようなかたちで帰還プロジェクトを創り直す人びとのうちに被ばく共同体の文化的な力を見て取る(第六章)。そして、帰還プロジェクトの予算を、原状回復ばかりでなく、人びとのつながりを保障するようなかたちでの現状支援にも費やすべきだと提案する(「おわりに」)。

本書が描き出す以上のような歴史の先例は、現在原発事故による放射能汚染に苦しめられている人びと、とりわけ福島の人びとにとって、今後を考える上で重要な手がかりとなるに違いない。副題からも明らかなように、それが筆者の願いである。もちろん、異なる文化の経験がそのまますべて福島の場合にあてはまるわけではないだろう。しかし、「行き来することで人びとが故郷を中心につながりあう」という考え方は、「離れる/とどまる」という二項対立的な思考にとらわれがちな現状に新しい認識の可能性、そして行動の可能性を開いてくれるように思える。人文・社会科学が現実の世界に対してなしうる貢献の一つが、人びとのものの見方を変えうる新しい概念を提供することだとすれば、本書はその役割を見事に果たしていると言えるだろう。

吉岡斉著

『新版 原子力の社会史—その日本的展開』

(朝日選書、2011年)

上村 崇

吉田斉の『新版 原子力の社会史—その日本的展開』は、1999年に出版されたのちに重版されていないもの、2011年3月11日に発生した東日本大震災とそれともなう福島原発事故後に再刊が待望されていた著作である。新版である本書には福島原発事故以降の記述も書き加えられているが、本書の真の価値はその通史的な性格にある。著者は本書を「日本における原子力開発利用の、草創期から二〇一一年七月までの大きな流れについて、歴史的な鳥瞰図を与えることをめざす著作」と位置づけている。本書は「世界の原子力開発利用体制の展開過程についての体系的な見取り図を描き、そのなかに日本の原子力体制のそれを的確に位置づける」著作である。この鳥瞰図に浮かびあがってくるのは、科学技術庁グループと電力会社・通商産業省グループの「二元体制的国策共同体」（原子力共同体）である。原子炉と核燃料の開発利用において、科学技術庁グループが技術開発段階の事業を担当し、電力会社・通商産業省グループが商業段階の技術を担当する二元体制を構築することで、原子力共同体が原子力政策に関する意思決定権を事実上独占し、その決定事項を政府の政策として実行してきた。サンフランシスコ講和条約が公布された翌年の1953年に中曽根康弘民主党衆議院議員が提出した原子力予算案の可決をかわきりに、原子力事業の関連法案がつづげざまに整備された1950年代にこの共同体は形成される。1960年代に原子力発電事業が日本で開始されてから、世界的な原子力発電の反対運動が強まった1970年代も、チェルノブイリ原発事故が発生した1980年代も、高速増殖炉もんじゅ事故や東海村のJOCウラン加工工場臨界事故が発生した1990年代も原子力発電所は設置され続けてきた。そして2000年代には90年代から議論されてきた電力自由化の流れをかわし、2011年にアメリカのブッシュ大統領の政策的な支援によって巻き起こった「原子カルネッサンス

論」を追い風に、「エネルギー政策基本法」(2002)、「原子力立国計画」(2006)が日本で整備される。科学技術庁の解体にともない経済産業省が主導権を握るといふ共同体の力学に構造的な変化は認められるが、原子力共同体は一貫して日本の原子力政策を進めてきた。こうした通史のなかに福島原発事故も位置づけられるのである。

著者は、「いかなる科学技術事業も、平和、安全、環境、経済などの公共利益の観点から、厳しく吟味しなければならない対象」であるという立場から、アウトサイダーの影響力がきわめて限定された原子力共同体の談合体質と原子力共同体の決定を国策として進めていく社会主義的体制を批判している。科学技術事業における公共利益を追求する合理的思考の重要性と原子力共同体における公益性の欠如やその問題点を鮮やかに描き出していることが、科学技術社会史だけではなく倫理学の観点からも本書を高く評価できる所以である。ただ、3.11を私たちが自分の出来事として引き受けるには、鳥瞰図を描く空飛ぶ鳥の眼差しだけではなく、「虫瞰図」(小田実)を描く地を這う虫の眼差しも必要であろう。著者が鳥の眼差しから描いた通史において重要視するのは合理的な理性であるが、地を這う虫の眼差しには、映画「生きものの記録」(黒澤明監督)の主人公を引用しながら、フランス哲学者西谷修が提示した「生きものの理性」がふさわしい。核における身体的、絶対的な恐怖を感受する精神。それは狂気や滑稽にも転じかねないあやういものでありながら、3.11を体験した私たちが確実に抱いたものである。たとえば、震災後、東京から故郷の名古屋に移住してきた在野の思想家、矢部史郎は『3.12の思想』(以文社)で、娘と東京で暮らすことがもはやできないと悟り、名古屋にやってきた心情を克明に綴りながら、3.12から現在までつながる一連の放射能問題を「東京電力放射能公害事件」と名づけ、親の眼差し、生活者の眼差しから3.12以前と以後を批判的につなごうとしている。原発震災は、矢部をはじめ、子どもを守る親の、狂気にも似た生きものの理性を発現させた事件でもある。鳥と虫の眼差しを交差させた立体的な空間のなかにはじめて、私たちそれぞれの3.11と3.12が浮かびあがってくること

になろう。その空間で生成される言葉の力として倫理を考えることが3.11を体験した私たちには必要である。虫の眼差しを獲得する書物の併読を勧めながら、本書が格好の鳥の眼差しを提供していることを再度強調しておきたい。

ヨアヒム・ラートカウ著（海老根剛・森田直子訳）
『自然と権力—環境の世界史』
（みすず書房、2012年）

清水 万由子

本書はドイツにおける環境史研究の第一人者とされるヨアヒム・ラートカウによる壮大な物語、すなわち地球上の様々な地域での自然と人間のかかわりの歴史を描いたものである。人間が自然に対してどのように向き合い、技術を編み出し、自然と自らを組織してきたか。著者の思索は、マクロ/ミクロな描写、具体/抽象、経済/政治/文化/精神の領域を、自在に往来する。断片的にも見える膨大な文献から丹念に紡いだ横糸と、著者自身の実体験からなる縦糸が織りなすのは、人間という歴史的存在の姿である。

残念ながら、評者は本書の内容を手際よく要約したり、個別の内容をとりあげて批判的に考察したりできるほど、環境史や歴史研究に明るくない。ただし、本書の「訳者あとがき」が、環境史研究および著者の研究人生における本書の位置づけと、各章の内容を的確かつ簡潔に紹介している。また、著者による「日本語版への序言」と「日本語版へのあとがき」は、とりわけ現在の日本が、環境史の中に自らの状況を位置づける作業を必要としていることを、強く意識させる。これらを手引きとして、500頁に迫る大著を読破する方が一人でも多くあることを、切に願う。以下では評者の関心をひいた記述をとりあげつつ、心に浮かんだことを記しておきたい。

まず、環境史は多様な「小宇宙」の連なりであり、そうした「小宇宙」の並存を可能にする環境が「よい」のだ、という命題である（49頁）。こうした自律分散型のビジョンを「よい」と言う根拠は何か。全体主義に対するドイツ人らしい誠実

な反省からであろうか。著者はあくまでも史実から、大きな権力がローカルなコンテキスト、つまりそこに生きる人々の自然との具体的かかわりやそこから生じる心性といったものを、しばしば無視してきたことを示すのである。また、ゲイリー・ポール・ナブハンの言う「パララックス」（自然との関係の中に生きている人の視点と、それを外から眺める視点とのズレ）は、特定の歴史的状况を無視した表面的な類似による、安易な政策移転の繰り返しを戒めるために持ち出される（446頁）。倫理学者はこれに満足しないかもしれないが、環境史が第一に取り組むのは、現にある（あった）世界——とても普遍化などできない自然と人間のかかわりの軌跡一つひとつ——の観察なのである（50頁）。

本書から、歴史家の仕事は、個別の史実を並べることだけではないのだと気づかされる。環境保護の実践には、個別の課題や論点に集中することが決定的に必要である一方で、全体の認識、つまりより大きなコンテキストの存在を意識する必要がある。コンテキストとは、物事の行方を単線的に予測したり、ひとつの抽象概念で森羅万象を説明したりするようなものではない。歴史の全体を見渡した時の「いま、ここ」への到り方を説明する、導きの糸である。近視眼的自己利益ではなく、長期的な公共の福利を追求する政治的行動の「正しいタイミング」を知るために、歴史家は手助けしなければならないのだ（440頁）。そうであるならば、歴史家とはきっと人間の叡智の結晶のような存在であるに違いない。われわれはもっと歴史家の声を聞かねばならない。

とはいえ、コンテキストはあくまでも史実を照らすためにつくられた仮説だ。今日の経済様式の異常さは一体どこからくるのか。環境問題について少々考え込んだことのある人なら、一度は問うたことがあるだろう。著者は、市場経済、工業化、資本主義などは一部ではたしかに自然環境・資源の破壊的利用と結びついてきたが、それらじたいが環境史における大転換の根源であるとは言わない。では何なのか。腑に落ちる答えは直ちに見当たらない。史実を解釈するためのメガネ（モデル）をいくつか用意して、どのメガネがましなのかを

個々の事例ごとに判断しながら、環境史という歴史を貫くコンテクストへと織り上げて行くしかない(437頁)。繰り返し、重要なのはひとつずつの史実であると言いつけるのだ。歴史家とはその禁欲と忍耐強さのために、大衆や政治家からは称揚されない存在なのかもしれないが、一般理論でなければ物語に頼るしかないのかという行き詰まりで彷徨う身としては、その禁欲が羨ましくも感じられる。

最後に、本書のような環境史研究が、なぜ日本には生まれてこないのかと問わずにはいられない。そのことが、現在の日本が直面する困難の根深さを示しているように思われた。

手塚洋輔著

『戦後行政の構造とディレンマ—予防接種行政の変遷』

(藤原書店、2010年)

大庭弘 継

本書は、戦後日本の予防接種行政が回避不可能なディレンマに翻弄されてきた歴史を明らかにしている。

行政に対する批判や非難はしばしば耳にするし、ときに評者の口からも漏れる。しかし行政は、これら批判や非難を乗り越えて効率的になるわけではなく、逆に萎縮してしまう。強大な権限を有する行政は、なぜ萎縮してしまうのか。本書は、行政が萎縮するメカニズムを「過誤回避のディレンマ」というタームで答えている。

「過誤回避のディレンマ」が生じるメカニズムを説明するため、行政が回避しようとする二つのリスクを説明しよう。

まず「不作為過誤 (error of omission)」がある。これは「認可するべきだったのに認可しなかったなどの「するべきだったのにしなかった」過誤」[23頁]である。予防接種は、疾病の感染者を抑制することで、社会への打撃を抑制する、つまり社会防衛の役割を果たす。そのため、行政が予防接種に対し消極的でありその結果伝染病が蔓延すれば、行政の不作為への批判が生じる。

次に「作為過誤 (error of commission)」である。作為過誤は「認可するべきではなかったのに認可したといった「するべきでなかったのにした」過誤」であり、予防接種により生じた被害に対する批判である[23頁]。つまり予防接種が引き起こした重大な障害や死亡事故などへの批判の回避である。

これら不作為過誤と作為過誤という二つのリスクを回避するよう、行政は要求されている。しかし、筆者はこの二つのリスクを同時に回避することは困難だという。予防接種を推進しなければ感染症の大流行を引き起こすし、推進すれば副作用による犠牲を招くおそれがあるからである。本書によれば、「作為過誤の回避を重視すれば、ある程度の時間をかけ、確実性が高まるよう慎重に情報を収集・分析してから決定の可否を判断することになるし、反対に、不作為過誤の回避を重視すれば、例えば十分な情報を得られていなかったとしても、可能性があるかぎりにおいて即断しなければならない」[24頁]からである。つまり、予防接種は「被害」をもたらす可能性から原理的に逃れられない宿命を原理的に背負っている」[13頁]のである。

本書は、この過誤回避のディレンマに、日本の予防接種行政が翻弄されるさまを、強制接種から勧奨接種という「国民任せな制度」へと変貌していく歴史として描き出している。

第1章「戦後予防接種制度の起点」(1945-1950)では、GHQ主導による本格的な予防接種体制の構築から語られる。戦後、予防接種行政は積極的な接種を推進し(不作為過誤回避を選択)、予防接種による死亡事故が生じて「特異体質」としての処理してきた。しかし「京都ジフテリア予防接種禍事件」で接種者が大量に死亡した事件を受け、責任追及(補償問題と訴訟)を回避するため予防接種に消極的になる(作為過誤回避を選択)までが描かれる。

第2章「予防接種行政の確立—自発的服従の確保(1950-1967)」では、消極的だった行政が、ポリオ生ワクチン導入を主張するNHKの一大キャンペーンの結果、1961年6月に同ワクチンの緊急輸入を決断する経緯が描かれる(作為過誤回避か

ら不作為過誤回避への転換)。

第3章「予防接種をめぐる構造変化——作為過誤の顕在化と公的責任の拡大(1967-1976)」では、「種痘禍問題」を契機に、予防接種がもたらす副作用が社会的問題として構築される経緯について述べる。従来は副作用を「特異体質」、つまり「予見不可能で原因不明な事象として処理することで、問題化を阻害し続けてきた」[174頁]が、「種痘禍問題」を契機に懸念が噴出し、行政の責任領域が拡大するとともに、行政はワクチンの安全性に対し厳格な対応を取ることになった(不作為過誤回避から作為過誤回避への転換)。だが接種率の低下は、例えば百日咳の感染者が増大したように、「作為過誤回避的にふるまうや否や、不作為過誤の問題が出現してしまう」[207頁]状況に直面することとなった。

第4章「強制・集団接種体制の融解——作為過誤の再定義と公的責任の縮小(1976-現在)」では、現代にまで続く行政の責任を個人の責任へ転嫁していく過程について述べられる。集団訴訟での敗訴などを背景に94年の予防接種法改正によって、「不作為過誤回避にせよ作為過誤回避にせよ、それまで行政の責任領域を拡大する方向で行われてきた予防接種行政が一転し、行政の領域が縮小するとともに個人(保護者)の責任領域が拡大した」[225頁]。その結果、例えば、予防接種は義務ではなくなるとともに積極的干渉を差し控えたうえで、保護者の同意を採る方式に変更された。

最終章では、行政が実際に取ってきた過誤回避のディレンマへの対処手法を分析している。行政は予防接種に伴う諸問題を、当初は「不可視化」し、次に顕在化してしまった過誤を「希釈化」し、現在では保護者の同意を必須とするなどの責任の「分散化」を図っていると、予防接種行政の責任対処の推移を総括する。

評者も国際政治の領域で「責任」を研究しており、本書から受けた影響は大きい。筆者が述べるように「医薬品承認制度における新薬承認の遅れや、児童虐待防止制度における間違った通報の問題は、非難を招く「過誤」ではなく、いわば「社会的コスト」として受忍されていることが、制度の安定には不可欠」[26頁]であるとの指摘に賛

同するものである。その一方で、人々の犠牲を受忍するような仕組みなり倫理の構築もまた、困難を伴う。人々の生命を守るために人々を犠牲にする、という矛盾は、多くの人々にとって直感的には受け入れがたいものだからである。「社会的コスト」をどう社会的に構築していくのか、いくべきなのか、重要な課題を本書は、その企図を超えて問題提起をしているように思える。

なお、立命館大学の林芳紀先生には本書をご紹介いただくとともに多大なご示唆を頂いた。記して感謝したい。本稿は、科学研究費補助金(若手研究B 課題番号25870877「人道的介入の実践における倫理/非倫理の類型化—〈奪命の倫理〉探求の準備研究」)の研究成果の一部である。